

東京医科大学茨城医療センター奨学金貸与規程

(目的)

第1条 本規程は、看護師、助産師、保健師養成施設の大学、短期大学、専門学校等に在学する看護学生に対して、東京医科大学茨城医療センター（以下、「当院」という。）として、その学修を支援するために、学資の一部を奨学金として貸与することを目的とする。

2 他医療機関等での就業が条件となっている奨学金等の貸与もしくは給付を受けている者または受ける予定の者は、本奨学金の対象としない。

(奨学生の人数及び奨学金の額)

第2条 本規程に基づき奨学金の貸与を受ける学生（以下「奨学生」という。）は、毎年度若干名とする。

2 当院は、各奨学生に対して、奨学金として、その選考された年度につき総額60万円（月額5万円）を貸与するものとする。なお、奨学金は無利息とする。

3 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、茨城医療センター奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会に関する規程は、別に定める。

(奨学生の欠格事由)

第3条 次の各号のいずれかに該当する学生は、奨学生となることができない。

(1) 看護師、助産師、保健師養成施設の大学、短期大学、専門学校等の学則の規定により、懲戒処分を受けた学生

(2) 前年度までに修得すべき必修科目を取得していない学生

(奨学生の選考)

第4条 奨学生として選考されることを希望する学生（以下「申請者」という。）は、毎年5月を目途として当院が別途定める月日までに、奨学金申請書（様式1）、履歴書、在学証明書、成績証明書等の所定の必要書類を病院長宛てに提出し、選考を受けなければならない。

2 委員会は、前項により提出された書類を審査の上、申請者の中から、奨学生候補者を選考し、病院長に推薦する。

3 病院長は、前項の推薦を受けた奨学生候補者について、幹部会議の議を経て、奨学生として決定する。

(奨学金の交付)

第5条 奨学生は、奨学金の交付に伴い、連帯保証人（原則として父又は母）及び保証人（4親等以内の成年親族のうち本人及び連帯保証人とは別生計の者1名）とともに所定の奨学金金銭消費貸借契約書（様式2）を当院と締結するとともに、奨学金振込口座届（様式3）を所定の期日までに病院長宛てに提出しなければならない。

2 当院は、奨学生に対して、原則として6月、9月、12月、2月の各末日までに、それぞれ3か月分の奨学金を、前項の奨学金振込口座届に記載の銀行口座に振り込む方法により交付するものとする。ただし、奨学生に特別の事情があるときは、病院長の決定により、病院長が定める期日に、3か月分以上の奨学金をまとめて交付することができる。

3 前2項の定めにかかわらず、第1項に定める奨学金金銭消費貸借契約書が締結されない場合又は奨学金振込口座届を提出しない場合には、病院長は第4条第3項の奨学生としての決定を取り消すものとし、当院は奨学金の交付を行わない。

(返還)

第6条 奨学生は、貸与を受けた奨学金を、その卒業後に、その貸与期間の合計期間（以下「合計貸与期間」という。）と同じ年数の返還期間にて毎月均等分割して返還するものとする。なお、具体的な返還期日は、前条第1項の奨学金金銭消費貸借契約書において定めるものとする。

- 2 奨学生は、前項の返還期日までに返還すべき金員を一部でも返還しない場合その他奨学金金銭消費貸借契約書に定める事項に該当した場合には、当然に期限の利益を喪失し、奨学金の残額を一括して返還するとともに、その残額に対して期限の利益喪失日の翌日から支払済まで年3パーセントの延滞金を支払わなければならない。

(返還の免除)

第7条 当院は、奨学生がその返還期間中に当院に看護師（助産師等含む）として在籍する間は奨学金の返還を猶予するものとし、当院に常勤で勤務する場合（当院から他の医療機関・研究機関等に出向する場合も含む）には、その勤務期間が1か月経過する毎に、合計貸与期間に応じた次の各号に定める金額をそれぞれ免除するものとする。

- (1) 合計貸与期間が1年度である場合：奨学金全額を12で除した額
- (2) 合計貸与期間が2年度である場合：奨学金全額を24で除した額
- (3) 合計貸与期間が3年度以上である場合：奨学金全額を36で除した額

- 2 前項にかかわらず、当院は、奨学生が当院に在籍する間に次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当する期間は、奨学金の返還を猶予するものの、前項の勤務期間には含めずに免除しないものとする。

- (1) 学校法人東京医科大学育児休業等規程に定める育児休業、出生時育児休業又は育児短時間勤務
- (2) 学校法人東京医科大学介護休業等規程に定める介護休業又は介護短時間勤務
- (3) 東京医科大学茨城医療センター就業規則第16条に定める休職

- 3 当院は、奨学生が奨学金全額の返還より前に死亡した場合には、その奨学金の残額の返還を免除することができるものとする。

(返還の猶予)

第8条 当院は、奨学生が疾病等のやむを得ない事由により就労が著しく困難になったときは、その間、奨学金の返還を猶予することができるものとする。

- 2 前項による奨学金返還の猶予を受けようとする奨学生は、その事由を証明する書類を添付の上、奨学金返還猶予願（様式4）を提出しなければならない。

(事務局)

第9条 この規程に関する事項は、総務課の所管とし、奨学金の貸与及び返還業務は、総務課と連携の上、会計課が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、幹部会議の議を経て理事会において行う。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。